

平成15年10月30日

第27次地方制度調査会

専門小委員会委員長

松本英昭 殿

全国町村会長

山本文男

「今後の地方自治制度のあり方についての最終答申」
に対する要請事項の提出について

専門小委員会では、答申にむけての最終的な審議が進行していると仄聞いたしております。

国土の七割を占め、その大半が農山漁村である町村は、これまで食料の供給、水資源の涵養、国土の保全等重要な役割を果たすとともに、住民にとって最も身近な行政主体として幅広い分野で様々な公共サービスを提供してきました。

町村が持つ歴史的な経緯、文化・風土や自然的・地理的条件等はそれぞれ異なっており、国土の多様性に応じて様々な市町村により国土が形成されることが、本来の自然な姿であると考えております。

市町村合併は、このような将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響を及ぼすことになります。従って、合併は、誰に強制されることなく、関係市町村の自主的な判断により進められることが何よりも重要であります。

本会は、これまで機会ある毎に、このような立場から意見を申し上げてまいりましたが、改めて、別添の要請事項を提出させていただきますので、答申案の作成にあたり、十分斟酌していただきますようお願い申し上げます。

1. 市町村合併関係について

- (1) 現行合併特例法期限到来後における新法の制定にあたっては、法律上、合併の目標である人口規模を明示すべきではない。

具体的人口規模の根拠も見出し難く、また、人口は少ないが広い面積を有する町村や島嶼地域の町村も数多く存在しており、合併にあたっては、人口要件のみではなく、これら自然的・地理的条件やさらに歴史的な経緯、文化・風土等も考慮される必要がある。

- (2) 小規模な市町村には事務の一部を残し、都道府県にはそれ以外の事務処理を義務付ける事務配分特例方式は、地方分権の理念や行政改革にも反するので、導入すべきではない。

- (3) 合併できない・しない町村については、すでに提案している「市町村連合（仮称）」の制度化を図るべきである。

その際、国土保全関係の権限移譲や一定の課税権の付与等についても検討すべきである。

- (4) 合併推進にあたっての都道府県の関与は、必要な助言や情報の提供等にとどめ、知事が直接、住民投票を求めること等の制度は、導入すべきではない。

- (5) 地域自治組織のタイプとして①行政区的なタイプ（法人格を有しない）と②特別地方公共団体とするタイプ（法人格を有する）が示されているが、どちらを選択するかは地域に委ね、法律の規定は最小限に止め、条例に委ねるべきである。

- (6) 現行合併特例法期限切れ以降も、一定の特例措置を講ずるべきである。

その際、合併阻害要因となる市町村間における不良債権、公債比率等のアンバランスの調整や失職する市町村長の処遇等についても適切な措置を講ずるべきである。

また、合併に伴う一部事務組合の加入、脱退手続きについても簡素化を図るべきである。

2. 地方税財政関係について

- (1) 住民に最も身近な行政主体である市町村が、その役割をできる限り自立的に果たせるよう、財政基盤の強化を図る必要があり、三位一体の改革もそのような方向に沿って進められるべきである。
- (2) 国庫補助負担金の整理合理化を行うにあたっては、単に地方への負担転嫁をもたらすようなことは絶対にすべきではなく、必要とされる事務事業である限り、税源移譲を行うなど明確な代替措置を講ずるべきである。
- (3) 税源移譲等の検討に当たっては、課税客体に乏しい町村の実情に十分配慮すべきである。
- (4) 地方交付税の持つ財政調整機能、財源補償機能を堅持するとともに、町村が人口に比べ広い面積を有し、国土保全等に重要な役割を果たしていること等、その実態を反映した財政需要の算定を行うべきである。